

## 試験区分「福祉」に係る受験資格について

試験区分「福祉」に係る受験資格については、以下の考え方によります。

- ②学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（4 年制以上のもの）若しくは大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業若しくは修了した者又は令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込み若しくは修了見込みの者

「社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科」とは、学科名に「社会福祉学」、「心理学」、「教育学」又は「社会学」を冠した学科、又は社会福祉学専攻、心理学コースなど明らかにこれらの学問を中心に履修したと判断できる専攻分野に該当する学科等が該当します。

「これらに相当する課程を修めて卒業若しくは修了した者又は令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込み若しくは修了見込みの者」には、福祉健康科学部（学科）、人間関係学部（学科）、児童学部（学科）等のように、社会福祉学、心理学、教育学、社会学を総合的に履修している学部（学科）を卒業（修了）又は卒業（修了）見込みの者のほか、大学は他の学部であっても、大学院においてこれらの課程を専修して修了又は修了見込みの者等を含みます。

なお、単に「心理学概論」や「社会学概論」などの単位を履修して卒業（修了）又は卒業（修了）見込みの場合などは含みません。

- ④児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大分県条例第 61 号）第 107 条第 3 号に規定する都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込み若しくは修了見込みの者

「都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設」とは、国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部全日課程等が該当します。